

令和7年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (再生可能エネルギー等設備導入事業)

宮城県では、再生可能エネルギー等設備を積極的に導入される事業者様を支援します。

1 概要

工場、倉庫、店舗、事務所など、県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する民間事業者等の、令和8年2月27日までに事業が完了する設備導入※にかかる費用の一部を補助いたします。

※自己所有、PPA又はファイナンス・リースにより再生可能エネルギー等設備の導入を行う事業であること。PPAまたはリース契約の場合、PPAまたはリース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が PPA またはリース料金から控除されるものであること。

2 補助対象

対象設備	宮城県内の事業所に設置される、再生可能エネルギー等システム。詳細は裏面のとおり。
対象規模	裏面の対象設備一覧のとおり
対象者	県内に事業所を有する(予定を含む)法人等(市町村、一部事務組合、国立大学、地方3公社、地方独立行政法人等を除く)又は県内の住所地、居住地又は事業所の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者。
対象経費	設計費、設備費、工事費、その他経費(補助事業を行うために直接必要な経費で知事が承認したもの)

3 補助率、補助限度額

実施区分		導入設備	補助率	(上限額)	補助限度額
エネルギー自立促進枠		ZEB・RE100等・SBTに取り組むための設備導入(①~⑬)	1/2以内		自家消費: 2,000万円
一般枠	太陽光発電(①)導入の場合	太陽光発電①	5万円/kW		
		蓄電池	6万円/kWh		
		BEV	1/2以内	30万円/台	
		PHEV		10万円/台	
		V2H		30万円/台	
その他設備(②~⑫)導入の場合	その他設備(②~⑬)	1/2以内		自家消費: 2,000万円 売電: 1,000万円	

※自家消費の場合、余剰電力の売電は、発電電力量の5割未満まで可能です。

4 受付期間

令和7年5月30日(金)17時まで

5 審査・交付決定

公募期間中に申請のあった事業について、事業の計画、波及効果や環境負荷低減効果等を審査会で総合的に評価し、交付決定を行います。 ※先着順ではございません。

6 その他

- (1)申請書は電子申請システム(<https://logoform.jp/form/GQGB/974730>)で提出ください。
 (2)補助金の詳細については、ホームページに記載されている、要綱、運用を参照してください。

補助設備・規模要件

※各補助設備の特記事項等についても、ホームページ掲載の「運用について」等を必ず確認してください。

種類	規模要件
①太陽光発電	● 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施工する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上(個人事業主の自宅兼事業所の場合は、事業所用途部分のみでその電力が使用されていることが条件となる。) ※過積載率140%を超える分のモジュール及びそれに付随する工事費及び設備費は補助対象外
②風力発電	● 1地点当たりの出力10kW以上20kW未満
③バイオマス発電	● 発電出力5kW以上1,000kW未満 ● 地域内で発生するバイオマスの依存率60%以上
④水力発電	● 発電出力1,000kW以下(システムの定格出力でkW単位の小数点以下切捨)
⑤地熱発電	● バイナリーサイクル発電方式に限る
⑥太陽熱利用	● 集熱器総面積10㎡以上
⑦温度差エネルギー利用	● 熱供給能力0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上 ● 温度差エネルギー依存率40%以上
⑧バイオマス熱利用	● バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ● 地域内で発生するバイオマスの依存率60%以上
⑨雪氷熱利用	● 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	● 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ● ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が10kW以上
⑪ガスコージェネレーション	● 発電出力5kW以上
⑫燃料電池	● 発電出力3kW以上
⑬ ①～⑤と併せて導入する蓄電池	● 対象システムを設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定され、かつ、当該対象システムから供給される電力を蓄電するもの ● 併設することにより、再生可能エネルギーの有効な活用に資すると認められるもの ● 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下
①と併せて導入するBEV、PHEV及びV2H	● 国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象一覧に掲載されている電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、V2H充放電設備に限る。 ● BEV及びPHEVは、導入する車両の法定耐用年数を超過していないものに限る。

問い合わせ先:宮城県環境政策課省エネ・再エネ推進班

◇TEL:022-211-2664 FAX:022-211-2669

◇Mail:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

◇ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r7miyagico2.html>